

平成30年第4回定例会

## 総務企画常任委員会会議概要

委員長 木戸喜美男

副委員長 藤原浩平

1 開催日 平成30年12月12日（水曜日）

2 開催場所 第1委員会室

3 審査案件

議案第162号 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第163号 特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第165号 青森市総合計画基本構想の策定について

○出席委員

委員長	木戸喜美男	委員	渡部伸広
副委員長	藤原浩平	委員	大矢保進
委員	赤平勇人	委員	奥谷進
委員	竹山美虎	委員	渋谷勲
委員	長谷川章悦		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	能代谷潤治	総務部参事	三上智幸
総務部理事	山谷直大	総務部参事	吉本雅治
総務部理事	蝦名幸悦	総務部参事	花田孝夫
企画部長	小川徳久	総務部参事	成田智子
企画部理事	横内修	企画部参事	田中聡子
企画部理事	加藤文男	企画部参事	石岡尊広
税務部長	相馬政人	税務部次長	川村敬貴
浪岡事務所副所長	相馬紳一郎	税務部参事	兼平一成
会計管理者	鈴木裕司	浪岡事務所次長	長谷川敬
選挙管理委員会事務局長	三上正俊	監査委員事務局参事	八木澤透
監査委員事務局長	貝森敦子	議会事務局次長	齋藤賢剛
議会事務局長	木浪龍太	企画調整課長	舘山公
総務部参事	小野正貴	納税支援課長	松本和久
総務部参事	廣津明男	関係課長等	
総務部参事	大久保文人		

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査 小 山 隆 議事調査課副参事 横 内 英 雄

**○木戸喜美男委員長** ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

まず、本日は、改選後、初めての委員会でありますので、案件に入る前に、委員の自己紹介及び次長級以上の理事者の紹介をしていただきたいと思います。

～～中略～～

**○木戸喜美男委員長** 以上で紹介を終わります。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案3件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第162号「青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 議案第162号青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

資料1をごらんください。

「1 概要」につきましては、本年8月10日の人事院勧告及び10月11日の青森県人事委員会勧告を勘案いたしまして、職員の給料月額等の改定を行うため、関係条例を改正しようとするものであります。

「2 改正対象条例」は、資料記載のとおり、青森市職員の給与に関する条例を含め全部で4本の条例を改正するものであります。

なお、国の改正給与法につきましては、本年11月28日に可決、成立しており、また、青森県においても改正条例が、12月7日に議決を得ているところであります。

「3 主な改正内容」であります。1つ目は「Ⅰ 給料表の改定」であります。

行政職給料表につきましては、初任給1500円、若年層1000円程度、その他は400円を基本に引き上げ改定を行おうとするものであり、平均改定率につきましては0.17%の引き上げとするものであります。また、公安職、教育職、医療職の給料表につきましても、行政職給料表との均衡を考慮して引き上げ改定するものであります。

2つ目は「Ⅱ 諸手当の改定」であります。

まず、宿日直手当であります。給料表の改定を勘案し、勤務1回に係る支給額の限度を4200円から4400円へ、勤務時間が通常の勤務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、6300円から6600円へ引き上げ、また、既に業務がない常直的な宿日直勤務について規定された

ままであることから、これを整理しようとするものであります。

次に2ページをごらんください。

期末手当及び勤勉手当であります。民間の特別給の支給割合に見合うように、職員の勤勉手当の年間の支給月数を、一般職員につきましては0.05月、再任用職員についても同じく0.05月、それぞれ引き上げようとするものであります。

任期付研究員、任期付職員、特別職及び市議会議員につきましては、勤勉手当の制度がありませんので、期末手当の年間の支給月数を任期付研究員と任期付職員については0.05月、特別職及び市議会議員につきましても同じく0.05月、それぞれ引き上げようとするものであります。

支給月は6月と12月となっておりますが、平成30年度は年間の引き上げ分を12月支給分で配分させていただいて、平成31年度以降につきましては、年間の支給分を、勤勉手当及び期末手当ともに6月と12月との支給分に均等になるよう、それぞれ配分することとしております。

施行期日であります。平成30年度に係る改正につきましては公布の日から、平成31年度以降に係る改正につきましては、平成31年4月1日からそれぞれ施行することとし、平成30年度に係る改正については、第1条の一部を除いて平成30年4月1日に遡及して適用し、引き上げによる差額を支給する予定としています。

また、今回の改定による影響額は、おおむね1年度で9600万円程度となるものであります。

資料2であります。改正条例案の新旧対照表となっております。

1ページが職員の給与条例の平成30年度に係るものであり、2ページにつきましては、同じく職員の給与条例の平成31年度以降に係るものであります。

表の見方ですが、1ページ平成30年度に係る改正の左側の改正後の欄に記載された内容が、そのまま2ページ平成31年度以降に係る改正の右側の改正前の欄の内容となっております。

同様のパターンで、3ページ及び4ページは任期付研究員についての条例、5ページ及び6ページは任期付職員についての条例、7ページ及び8ページは特別職及び議員の皆様についての条例のそれぞれ新旧対照表となっております。

内容につきましては、これまで御説明した内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

なお、期末勤勉手当の支給割合につきましては、人事院勧告及び青森県人事委員会勧告では、支給の単位を月数で表していますが、条例上は百分率で規定されているところであります。

以上、議案第 162 号青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○木戸喜美男委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○木戸喜美男委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○木戸喜美男委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 162 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 163 号「特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

**○相馬政人税務部長** 議案第 163 号特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料 1 をごらんください。

今回の改正は、平成 29 年度税制改正におきまして、個人所得課税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しがなされたことに伴い、資料 1 の下部の参考にありますように、地方税法及び所得税法におきまして、控除対象配偶者に係る定義が変更されましたことから、所要の措置を行うものであります。

具体的な改正内容であります。資料 1 の「2 改正内容」に記載しております。

控除対象配偶者を同一生計配偶者へと変更する定義規定の名称変更と、地方税法の第 292 条第 1 項第 8 号及び第 9 号をそれぞれ 1 号ずつ繰り下げる号ずれの整備の 2 点であります。

また、今回の改正が必要となる条例につきましては、「3 改正対象となる条例」にありますとおり、①から⑥までの計 6 本の条例であり、これら全ての条例を本条例案でまとめて改正することとしているものであります。

施行日につきましては、①及び⑥の条例は平成 31 年 1 月 1 日、②から⑤までの条例は条例公布の日からそれぞれ施行することとしているものであります。

なお、これらの条例の関係規定につきましては、資料 2 の新旧対照表記載

のとおりとなっております。

以上、議案第 163 号特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○木戸喜美男委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○木戸喜美男委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○木戸喜美男委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 163 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 165 号「青森市総合計画基本構想の策定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。企画部長。

**○小川徳久企画部長** 議案第 165 号青森市総合計画基本構想の策定について御説明申し上げます。

この基本構想（案）については、これまで青森市総合計画審議会において審議いただき、本年 9 月 30 日になされた答申を踏まえて基本構想（素案）を策定し、市内 6 カ所での地域説明会のほか、浪岡自治区地域協議会、市内の大学生を対象とした説明会を開催し、そこでいただいた御意見等を踏まえて、本案を策定したところであります。

それでは、基本構想（案）について、資料『「青森市総合計画 基本構想」【概要版】』で御説明申し上げます。

まず、資料の左上にありますとおり策定の目的につきましては、本市の新たなまちづくりの方向性として、多くの市民がこのまちで暮らし続けることができるよう「しごと創り」などに取り組むほか、持続可能な都市づくりを目指した多極型のコンパクト・プラス・ネットワークの方針のもと、10 年後の将来を見据え、総合的・計画的にまちづくりを進めるために本構想を策定することとしております。

右隣の目標年次につきましては、2019 年度を初年度とし 10 年後の 2028 年度までとし、さらに右隣にあります地域資源につきましては、本市の概況や資源、特性等の主な内容を記載しております。

次に、基本構想（案）におきますまちづくりの具体的な内容につきまして、資料中央の概念図により御説明申し上げます。

まず、10年後の将来都市像を「市民一人ひとりが挑戦する街」としております。

これは、本市がさまざまな都市機能を有する県都として、古くから港町、商都として発展してきた経緯や、豊かな地域資源を有していることなどを踏まえ、これらを生かしながら、まちの活力は常に新しいことへの挑戦から生まれるとの認識のもと、あらゆる分野において、市民一人一人が挑戦することにより、持続可能なまちづくりを進めることとしております。

次に、この将来都市像の実現に向け、図の中央部分になりますが、現在の本市におきます緊急課題である人口減少等とこれにより直面する諸課題を6つに整理し、その外側の丸い部分にあります、それらの課題を解決するために必要と考えられるまちづくりの基本視点を踏まえて、施策の大綱として施策の方向性を示しております。

「(1) 魅力ある仕事や労働力の不足」という課題に対応し、産業創出と担い手の確保を図り、若者を初めとした多くの市民がこのまちで暮らしていける環境づくりに挑戦する「しごと創り」、 「(2) 少子化の進展」という課題に対応し、未来を支える人材の育成を図り、将来を担う世代を育むとともに、市民が生涯を通じて学び、地域や社会で生かせる環境づくりに挑戦する「ひと創り」、 「(3) 多様化する地域課題・地域活力の維持」という課題に対応し、連携の推進・安心な地域社会づくりを図り、誰もが住みなれた社会で安全で快適に暮らすことができる環境づくりに挑戦する「まち創り」、 「(4) 高齢化の進展・短命市」という課題に対応し、生涯現役の推進を図り、心身ともに健康で、互いに支え合いながら、安心して生きがいを持って暮らすことができるまちを実現する「やさしい街」、 「(5) 多発する自然災害、空家等の増加」という課題に対応し、持続可能な都市づくりを図り、災害や雪に強く、機能的で快適なまちを実現する「つよい街」、最後に「(6) 地球温暖化や海洋汚染」などの課題に対応し、自然環境の保全を図り、豊かな自然を守り続けるまちを実現する「かがやく街」という6つの分野を示しております。

以上、これまで御説明した内容は、基本構想(案)の第1章から第3章までの内容となっております。

このほか各施策を推進していくため、第4章には推進体制といたしまして市役所内部での取り組みを整理しております。

議案別冊の青森市総合計画基本構想の14ページをごらんください。

市役所内部の取り組みといたしまして記載の4つの項目について推進してまいります。

なお、15ページには、本市が直面する諸課題、まちづくりの基本視点、施策の大綱等の相関表を添付しております。

以上、青森市総合計画基本構想の策定について御説明申し上げましたが、



慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 1点だけ。コンパクト・プラス・ネットワークについて、もう少し詳しく教えてください。

○木戸喜美男委員長 企画部長。

○小川徳久企画部長 市内を複数の拠点をもって、さまざまな都市機能を持ちながら人口が集約してくるコンパクトの部分、それから公共交通網でネットワークを結びながらまちづくりを進めていくというもので、本市ではことしの3月に立地適正化計画を策定いたしました。立地適正化計画に基づくまちづくりを踏まえ、本市の取り組みとしてのコンパクト・プラス・ネットワークというまちづくりであります。

○木戸喜美男委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 わかりました。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第165号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )